

**令和8年度
沖縄県立那覇みらい支援学校高等部
入学者選抜募集要項**



沖縄県立那覇みらい支援学校

〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵 4 丁目 10 番 17 号

TEL 098-855-7831 FAX 098-855-7832

令和8年度 沖縄県立那覇みらい支援学校 高等部入学者選抜募集要項

1 方 針

沖縄県立那覇みらい支援学校高等部入学者の選抜は、高等学校(高等部)及び中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、各特別支援学校における教育が必要な者又は各学科等の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校校長が所定の出願書類、学力検査等及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 通常教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 知的教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科等について、一般入学志願者に対して行う。
- (5) 訪問教育課程履修予定者のうち、(3)(4)の内容を取り扱う場合は、学力検査等の期日及び時間割等に従って実施する。
- (6) 生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の学校作成問題を一部の生徒に実施する。
- (7) 学力検査問題は、県教育委員会で作成した県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題又は本校独自に作成した問題で実施する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年 政令第340号)第22条の3の規定に該当する知的障害者若しくは肢体不自由者、病弱で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業生」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

※出願に当たっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する志願前相談での学校見学や教育相談をうけるものとする。

(2) 募集定員

県教育委員会が別に定める。

(3) 募集区域

対象	区域
ア 知的障害	那覇市(那覇市立松城、石田、真和志、神原、那覇、上山、首里、仲井真、寄宮、古蔵及び鏡原中学校区域に限る。)、 豊見城市(豊見城市立とよみ小学校区域に限る。)

イ 肢体不自由	那覇市（那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあつては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。）に限る。）、 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。）
ウ 病弱	那覇市（那覇市立石田、仲井真、寄宮、古蔵、神原、上山、鏡原、小禄、金城及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあつては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る。）に限る。）、 豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る。） 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている生徒であつて、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能である者に限る。
エ 全県学区	※沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則 第2条第1項ただし書き「別表第2に掲げる区域については、県全域とする。」 別表第2 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

(4)出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和8年2月2日（月）	午前9時～午後4時まで	本校1階 多目的室（交流室）
2月3日（火）	午前9時～午後4時まで	

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(5)出願手続（提出書類）

ア 通学区に関する規則

志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1学科、1コースに出願することができる。（ただし、志願前相談を受けた学校に限る）

イ 志願者は、次の出願書類（(ア)～(カ)）を出身中学校長又は出身特別支援学校長を通して、本校学校長へ提出しなければならない。中学校長等は志願者に係る書類（(ア)～(コ)）を本校学校長へ一括して提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)	全員	
(イ) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし)	全員提出	※ 出願日前 3 か月以内に発行されたものとする。
(ウ) 健康診断書(第8号様式)		※ 過年度卒業者のみ ※ 募集年度の1月以降に発行されたもの
(エ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写し) 各A4サイズ	全員提出	※出願時「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。 ※「次の判定年月」を過ぎた手帳、手帳未取得の場合：各専門医の診断書(第11号様式)
(オ) 確約及び証明書(第5号様式)		ただし、次のa又はbの者に限る。 a 全県学区から出願する者 b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
(カ) 写真票(第15号様式)	全員提出	写真貼付(規格4.5cm×3.5cm程度、正面、上半身、脱帽、出願日前 6 か月以内に撮影したもの、カラー・白黒両方可、裏面に氏名及び生年月日を記入)
(キ) 調査書(第2号様式)または (第2号-2様式) 通常教育課程履修者用 (第2号-2様式) 知的教育課程履修者用	全員提出	※原則として、第2号様式を使用。特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する ※特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は第2号様式を作成する。 ※内部進学者(同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。)については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。
(ク) 入学志願者名簿(第3号様式)		
(ケ) 自己申告書(第13号様式)		※欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書を提出することができる。 ※記入は、志願者及び保護者の直筆とする。 封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること ※提出にあたっては、厳封してよい。
(コ) 学力検査等に際しての配慮願い書(第16号様式)		※必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて提出することができる。(学力検査等に際して配慮が必要な生徒、帰国子女等)

ウ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出すること。

エ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

(ア)「県外からの入学志願のための許可願」(第4号様式)を令和8年1月20日(火)までに教育長に提出し、許可を受けること。

(イ) 前記(ア)の「許可願」(第4号様式)、入学志願書(第1号様式)及び本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

(6) 志願変更及び手続き

ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。
- (イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- (ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

	出 願 期 間	受 付 時 間	受付場所
志願変更申出期間	令和 8 年 2 月 6 日（金）	午前 9 時～午後 4 時まで	本校 4 階
	2 月 9 日（月）	午前 9 時～午後 4 時まで	
入学志願書取り下げ 及び 再出願期間	令和 8 年 2 月 1 6 日（月）	午前 9 時～午後 4 時まで	本校 4 階
	2 月 1 7 日（火）	午前 9 時～午後 4 時まで	

- ウ 志願変更する者は、志願変更願（第 6 号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願（第 6 号様式）を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は原則として行わない。
- オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、P.2「2 一般入学」の「（5）出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(7) 選抜の方法

- ア 本校校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- ウ 面接は志願者全員に実施する。

(8) 学力検査等

ア 検査時間及び配点

- (ア) 県立高等学校入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも 50 分とし、配点は各 60 点とする。
- (イ) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも 50 分とし、配点は各 60 点とする。
- (ウ) 学校作成問題を実施する場合の検査は生徒の実態に合わせて対応する。P.1(6)

(9) 学力検査等の期日及び検査場

ア 期 日 令和 8 年 3 月 4 日（水）、3 月 5 日（木）

イ 検査場 沖縄県立那覇みらい支援学校

※募集区域の（全県学区）については、県教育委員会が設置する委託又は出張検査場で受検することができる。なお、委託又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談時に必ず相談すること。（沖縄県特別支援学校高等部入学者選抜実施要項 P. 84 の通り）

- ・令和8年3月3日(火) 16:30～17:00は、検査場の見学ができる。

ウ 入学選抜中における保護者への協力依頼

- (ア)保護者待機が必要と思われる場合は、出身中学校を通して本校入学者選抜係と調整する。
 - (イ)保護者や付き添い者は、検査中に検査場に入ることはできない。
 - (ウ)ただし、面接は保護者と一緒に行うので必ず同伴での参加とする。
- ※必要に応じて養護教諭や栄養教諭との面談を行う。

エ 検査日程・持ち物等について

(ア) 県立高等学校入学者選抜学力検査問題、県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題で実施する場合

ア) 日程

	【第1日目】 3月4日(水)	【第2日目】 3月5日(木)
9:20～9:45	受 付	受 付
第1時限 10:00～10:50	国 語	社 会
第2時限 11:15～12:05	理 科	数 学
12:05～13:00	昼食(55分)	面 接(12:20～)
第3時限 13:15～14:05	英 語	

※障害の状態によっては時間を延長する場合もある。

イ) 持ち物

- ①名札(目安5cm×8cm程度、左胸につける)
- ②上履き
- ③水筒、弁当 ※ 弁当は1日目。2日目は必要に応じて
- ④マスク(感染状況に応じて着用)
- ⑤検査に伴う携行品

名札(例)

出 身 校
受 検 番 号
氏 名

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆
(シャープペンシルも可。鉛筆は、和歌・格言等が印刷されているものは不可)
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可)
- ・コンパス(分度器機能付きは不可)
- ⑥受検者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。
 - ・鉛筆キャップ
 - ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可)
 - ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可)
 - ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)

ウ) 服装

出身中学校等指定の制服あるいは標準服等とする。

(イ) 学校作成問題で実施する場合(特別支援学校ⅡA、ⅡB課程の対象生徒)

ア) 日程

①知的障害

	【第1日目】 3月4日 (水)	【第2日目】 3月5日 (木)
9:20～9:45	受 付	受 付
第1時限 10:00～10:35	国語	社会
第2時限 10:45～11:20	理科	数学
第3時限 11:30～12:05	英語	面接

②肢体不自由

	【第1日目】 3月4日 (水)	【第2日目】 3月5日 (木)
9:20～9:45	受 付	受 付
第1時限 10:00～10:50	総合 (国語・社会・数学・理科・英語)	面接

イ) 持ち物

名札(例)

- ①名札(目安5cm×8cm程度、左胸につける)
- ②上履き(体育館シューズ) ※生徒の実態に応じて
- ③水筒
- ④マスク(感染状況に応じて着用)

出 身 校
受 検 番 号
氏 名

- ⑤筆記用具:
 - ・HB以上の濃さの黒鉛筆
 - (シャープペンシルも可。鉛筆は、和歌・格言等が印刷されているものは不可)
 - ・プラスチック製の消しゴム ※ その他文房具に関しては、学校で準備する。

ウ) 服装

出身中学校等指定の制服あるいは標準服等とすること。

(ウ) 学校作成問題を使用【訪問教育】

ア) 日程

3月4日(水)または3月5日(木)
面接(保護者同伴、受検者自宅、30分程度)

※検査の日程及び方法については受検者の健康状態を考慮する。

※検査の実施中は保護者同伴とし、医療的行為は保護者が行い、それに必要な器具、機材は保護者が確保すること。

(10) 合格発表及び通知

- ア 令和8年3月17日(火)午前9時に本校において発表する。同時にホームページに掲載する。
- イ 選抜の結果について、選抜結果の通知書により中学校長を通じて合格者に通知する。
- ウ 合格者は、入学に必要な書類等を来校して受け取る。
- エ 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において(第2次募集の合格発表日から換算知って1月以内)個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供(開示)が可能である。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合において、第2次募集を行う。

(1) 出願資格

- ① 県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者が出願できる。
- ② 県立高等支援学校等における学力検査を受検し、合格しなかった者が出願できる。

(2) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和8年3月18日(水)	午前9時～午後4時まで	本校4階 教室
3月19日(木)	午前9時～午後4時まで	

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(3) 出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

ア 県立高等学校における学力検査を受検した者。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。

(イ) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。

ただし、(ア)、(イ)については以下の通りとする。

※ 同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。

※ 当該年度の学力検査を受検した学校の同一学科・コースに出願することはできない。

※ 出願は志願前相談を受けた者に限る。

イ 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の定時制課程の1校・1学科に出願することができる。更に高等支援学校等又は特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。

(イ) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。

ただし、(ア)、(イ)については以下の通りとする。

※ 同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。

※ 当該年度の学力検査を受検した学校の同一学科・コースに出願することはできない。

※ 出願は志願前相談を受けた者に限る。

ウ 出身学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 第2次募集入学志願書(第9号様式)	全員	
(イ) 確約及び証明書(第5号様式)		ただし、次のa又はbの者に限る。 a 全県学区から出願する者 b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
(ロ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し	全員提出	※両方を所持している場合は両方の写し(各A4サイズ) ※更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。 ※手帳未取得の場合:各専門医の診断書(第11号様式) ※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なもの
(ハ) 調査書(第2号様式或いは第2号-2様式)	全員提出	※一般入学で提出したものと内容は同じもの
(ニ) 第2次募集志願者名簿(第10号様式)		

エ 本校の校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。

(ア) 学力検査成績証明(第14号様式)

(イ) 健康診断書(一般入学で提出のあった者に限る。)

(ウ) 写真票(第15号様式) ※一般入試で高等学校を受検した場合は、高等学校の様式をそのまま使用してよい。

(4) 志願変更及び手続き

ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。

イ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式)に必要事項を記入し、出身中学校長等に提出すること

ウ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による受付及び返却は原則として行わない。

エ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(3)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第2志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願(第12号様式)で申し出るだけでよい。

(5) 志願変更の日程

	出 願 期 間	受 付 時 間	受付場所
入学志願書取り下げ及び再出願期間	令和8年3月23日(月)	午前9時～午後4時まで	本校4階

※原則、郵送は不可

(6) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書(第14号様式)、調査書(第2号様式)、面接の結果等を資料として行う。

(7) 面接期日及び検査場

ア 期 日 令和8年3月25日(水) 13:50～受付

イ 検査場 本校 4階 教室

	内容及び注意事項
13:50～14:00	受付 ※4階
14:00～14:05	検査の日程説明、諸連絡
14:10～	面接(約15分) ※受検生の面接の他、保護者との面談も行うので必ず同伴で参加とする。 ※平行して「保健面談」「給食に関する面談(アレルギー等がある場合)等」を実施する。

(8) 合格発表及び通知

ア 令和8年3月27日(金)午前9時に本校において発表する。同時にホームページに掲載する。

イ 選抜の結果について、選抜結果の通知書により中学校長等を通じて合格者に通知する。

ウ 合格者は入学に必要な書類等を受け取りに来校し、14時からの合格者オリエンテーションに参加すること。

4 その他

以下については、沖縄県特別支援学校高等部入学者選抜実施要項P.87の通りとする。

(1) 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(2) 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

(3) 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

5 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 申し出等の日程及び手続き

ア 申し出等の日程

	期 日
申し出期間及び時間	令和8年3月4日(水) 午前9時から午後4時 令和8年3月5日(木) 午前9時から正午

イ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」(追検査第1号様式(特支高))に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、一般入学志願先高等学校へ提出すること。

(2) 追検査の期日及び時間割等

ア 県立高等学校入学者選抜学力検査問題または県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題で実施する場合

	令和8年3月9日(月)
8:30～8:40	受 付
第1時限 (9:00～9:50)	国 語
第2時限 (10:05～10:55)	理 科
第3時限 (11:10～12:00)	英 語
12:00～12:45	昼食(45 分)
第4時限 (13:00～13:50)	社 会
第5時限 (14:05～14:55)	数 学
15:05～	面接(15 分程度)

イ 学校作成問題で実施する場合

令和8年3月9日(月)
国語、社会、数学、理科及び英語、面接を一般入試の受検生個々の受検状況によって実施する。

(3) 持ち物、服装等について

「2 一般入学」の「(9)学力検査問題学力検査等の期日及び検査場」の「エ 検査日程・持ち物等について」に同じ(P.5～6)

(4) 合格発表

「2 一般入学」の「(10) 合格発表及び通知」に同じ (P. 7)

6 合格者オリエンテーション

新入生オリエンテーションを入学式前に行う。

期日：令和8年3月27日(金) 14:00～

場所：本校2階 会議室

内容：必要書類の提出、入学に関することの説明、標準服、体育着の採寸

7 お問い合わせ先 (入学者選抜募集要項等について)

沖縄県立那覇みらい支援学校

〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵 4 丁目 10 番 17 号

TEL(098)855-7831 FAX (098)855-7832

ホームページ <http://www.nahamirai-sh.open.ed.jp/>

高等部入試担当：仲間京子 下地敦 大城利津子



【参考資料】

学校教育法第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は 病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難 を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法第75条

第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は 病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令第22条の3

法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇. 三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

学校教育法施行規則第 95 条

第 95 条 学校教育法第 57 条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

受検時の注意事項（事前に各学校で生徒に周知をお願いします）

- (1) 持ち物については、P.5, 6で確認しておくこと。
- (2) 時計のアラームが鳴った場合は、一回目に注意、二回目は監督預かりとすること。
- (3) 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。
- (4) 監督者の「始め」、「やめ」の合図を十分に守ること。
- (5) 早くできても「終わり」の合図があるまで席を離れないこと。
- (6) 書き間違えた場合は、消しゴムでしっかり消してから、それぞれの欄にはっきりと書くこと。
- (7) 検査中は、質問を認めない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、声を出さずに挙手すること。（この場合、監督者は、内容について説明しない。）
- (8) 検査中にトイレに行きたくなった場合等、健康状態に異常が生じた場合は、声を出さずに手を挙げること。